



宮 崎 県 公 報

平成22年2月22日 (月曜日) 号外 第 3 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

	頁
教育長訓令	
○教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令……………	1

教育長訓令

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成22年2月22日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

宮崎県教育委員会教育長訓令第 1 号

本 庁
各 出 先 機 関
各 教 育 機 関

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令

教育財産等取扱規程 (昭和61年宮崎県教育委員会教育長訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(事務委任)</p> <p>第 6 条 教育財産等の管理を分掌するかいの長に教育財産等に関する事務で次に掲げるものを委任する。</p> <p>(1) <u>普通財産</u>の貸付けに関すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(普通財産の貸付け)</p> <p>第19条 課の長又はかいの長は、<u>普通財産</u>を借り受けようとする者については、<u>普通財産借受申請書</u> (別記様式第14号) を提出させ、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>2</u> かいの長は、第 6 条の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除くほか、<u>普通財産</u>を貸し付けようとするときは、<u>普通財産貸付承認申請書</u> (別記様式第15号) により教育長の承認を受けなければならない。ただし、貸付期間の更新の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>3</u> 課の長又はかいの長は、<u>普通財産</u>を貸し付けたときは、速やかに<u>普通財産貸付報告書</u> (別記様式第16号) により財務福利課長又は当該<u>普通財産</u>を所管する課の長に報告しなければならない。</p> <p>(普通財産の貸付期間)</p> <p>第20条 <u>普通財産</u>の貸付期間は、次に掲げる貸付けの区分に応じ、</p>	<p>(事務委任)</p> <p>第 6 条 教育財産等の管理を分掌するかいの長に教育財産等に関する事務で次に掲げるものを委任する。</p> <p>(1) <u>教育財産等</u>の貸付けに関すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(教育財産等の貸付け)</p> <p>第19条 課の長又はかいの長は、<u>教育財産等</u>を借り受けようとする者については、<u>教育財産等借受申請書</u> (別記様式第14号) を提出させ、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>2</u> 課の長又はかいの長は、<u>教育財産</u>の貸付に当たっては当該<u>教育財産</u>の貸付期間内における公用又は公共用に供せられる予定の有無を確認し、その予定のない場合に限り、これを貸し付けることができる。</p> <p><u>3</u> かいの長は、第 6 条の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除くほか、<u>教育財産等</u>を貸し付けようとするときは、<u>教育財産等貸付承認申請書</u> (別記様式第15号) により教育長の承認を受けなければならない。ただし、貸付期間の更新の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>4</u> 課の長又はかいの長は、<u>教育財産等</u>を貸し付けたときは、速やかに<u>教育財産等貸付報告書</u> (別記様式第16号) により財務福利課長又は当該<u>教育財産等</u>を所管する課の長に報告しなければならない。</p> <p>(教育財産等の貸付期間)</p> <p>第20条 <u>教育財産等</u>の貸付期間は、次に掲げる貸付けの区分に応じ</p>

当該各号に定める期間を超えないものとする。

(1)～(5) [略]

2・3 [略]

(貸付料)

第21条 普通財産の貸付料は、別に定めのあるもののほか、貸し付ける財産の時価評価額に、土地については 100分の 4、建物については 100分の 7 を乗じた額を標準年額とし、次に掲げる金額を加算することができる。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(契約事項)

第22条 課の長又はかいの長は、普通財産を貸し付ける場合は、次に掲げる事項を契約しなければならない。ただし、特に必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

(1)～(11) [略]

(12) [略]

(連帯保証人)

第23条 課の長又はかいの長は、普通財産を貸し付ける場合は、適当と認められる連帯保証人を立てさせなければならない。ただし、国又は地方公共団体に貸し付けるとき、その他特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 [略]

3 普通財産の借受人がその住所若しくは氏名を変更したとき、又は連帯保証人の住所若しくは氏名に変更があつたときは、直ちに普通財産借受人(連帯保証人)住所氏名変更届(別記様式第18号)を提出させなければならない。

(普通財産の貸付期間の延長及び更新)

第24条 課の長又はかいの長は、普通財産の借受人が貸付期間の延長又は更新を希望するときは、普通財産借受期間延長(更新)申請書(別記様式第19号)を借受期間満了の日の15日前までに提出させなければならない。

(守るべき事項等)

第25条 課の長又はかいの長は、普通財産の借受人には、次に掲げる事項を守らせなければならない。ただし、特に教育長の承認を受けたときは、この限りでない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 普通財産を無断で使用し、又はこれによつて収益した者については、その使用を中止させ、これにより生じた損害を賠償させなければならない。ただし、特別の事情により教育長においてやむを得ないものと認めた場合は、貸付けを追認し、その間の貸付料を既往にさかのぼり追徴することができる。

、当該各号に定める期間を超えないものとする。

(1)～(5) [略]

2・3 [略]

(貸付料)

第21条 教育財産等の貸付料は、別に定めのあるもののほか、貸し付ける財産の時価評価額に、土地については 100分の 4、建物については 100分の 7 を乗じた額を標準年額とし、次に掲げる金額を加算することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税相当額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税相当額

2 前項の規定にかかわらず、教育財産等の貸付料の標準年額は、入札によって決定することができる。この場合において、宮崎県財務規則第122条第1項に規定する予定価格は、前項の規定により算出された標準年額とする。

3 [略]

(契約事項)

第22条 課の長又はかいの長は、教育財産等を貸し付ける場合は、次に掲げる事項を契約しなければならない。ただし、特に必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

(1)～(11) [略]

(12) 貸付料の返還に関すること。

(13) [略]

(貸付けに係る債権の保全)

第23条 課の長又はかいの長は、教育財産等を貸し付ける場合は、適当と認められる連帯保証人を立てさせなければならない。ただし、国又は地方公共団体に貸し付けるとき、その他特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 [略]

3 教育財産等の借受人がその住所若しくは氏名を変更したとき、又は連帯保証人の住所若しくは氏名に変更があつたときは、直ちに教育財産等借受人(連帯保証人)住所氏名変更届(別記様式第18号)を提出させなければならない。

4 貸付けに係る債権の保全が連帯保証人の保証では十分でない場合又は連帯保証人の保証が受けられない場合は、教育財産等の借受人に対して、貸付けに係る債権の保全に十分な担保の提供を求めなければならない。

(教育財産等の貸付期間の延長及び更新)

第24条 課の長又はかいの長は、教育財産等の借受人が貸付期間の延長又は更新を希望するときは、教育財産等借受期間延長(更新)申請書(別記様式第19号)を借受期間満了の日の15日前までに提出させなければならない。

(守るべき事項等)

第25条 課の長又はかいの長は、教育財産等の借受人には、次に掲げる事項を守らせなければならない。ただし、特に教育長の承認を受けたときは、この限りでない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 教育財産等を無断で使用し、又はこれによつて収益した者については、その使用を中止させ、これにより生じた損害を賠償させなければならない。ただし、普通財産について、特別の事情により教育長においてやむを得ないものと認めた場合は、貸付けを追認し、その間の貸付料を既往にさかのぼり追徴することができる。

(貸付財産の使用目的変更)

第26条 課の長又はかいの長は、普通財産の借受人が前条第1項ただし書の規定により教育長の承認を受けようとするときは、承認申請書(別記様式第20号)を提出させなければならない。

2 [略]

(普通財産貸付台帳)

第27条 課の長又はかいの長は、貸付財産に関しその現状を明らかにするため普通財産貸付台帳(別記様式第21号)を作成保管しなければならない。

(普通財産の返還)

第28条 課の長又はかいの長は、普通財産の借受人が借受財産を返還しようとするときは、返還の日の5日前までに普通財産返還届(別記様式第22号)を提出させなければならない。

別表(第7条関係)

専決者	専決事項
[略]	
課長	(1)～(4) [略] (5) 普通財産の貸付けに関すること。 (軽易なものに限る。) (6)～(9) [略]
[略]	

。 (貸付財産の使用目的変更)

第26条 課の長又はかいの長は、教育財産等の借受人が前条第1項ただし書の規定により教育長の承認を受けようとするときは、承認申請書(別記様式第20号)を提出させなければならない。

2 [略]

(教育財産等貸付台帳)

第27条 課の長又はかいの長は、貸付財産に関しその現状を明らかにするため教育財産等貸付台帳(別記様式第21号)を作成保管しなければならない。

(教育財産等の返還)

第28条 課の長又はかいの長は、教育財産等の借受人が借受財産を返還しようとするときは、返還の日の5日前までに借受教育財産等返還届(別記様式第22号)を提出させなければならない。

別表(第7条関係)

専決者	専決事項
[略]	
課長	(1)～(4) [略] (5) 教育財産等の貸付けに関すること。 (軽易なものに限る。) (6)～(9) [略]
[略]	

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第 1 号 (第 5 条関係)

管 理 分 掌 通 知 書

文 書 番 号

年 月 日

かいの長 殿

課の長 (職 名) 団

下記財産について、教育財産等取扱規程第 5 条第 4 項の規定によりその管理を貴職に
分掌させることにしたので通知します。

記

1 財産の表示

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 分 類
- (4) 種類 (種別)
- (5) 面積 (数量)

2 添付書類

- (1) 教育財産等台帳の写し
- (2) 土地公図、土地実測図、建物配置図、位置図等
- (3) その他必要な書類

別記様式第 7 号及び別記様式第 8 号を次のように改める。

様式第 7 号 (第 14 条関係)

教育財産等台帳異動報告書

文 書 番 号

年 月 日

財務福利課長 殿

課の長 (職名) 印

下記財産について、教育財産等台帳を作成 (修正) したので報告します。

記

- 1 財産の表示
 - (1) 名 称
 - (2) 所在地
 - (3) 分 類

- 2 教育財産等台帳作成 (修正) の理由等

- 3 添付書類
 - (1) 教育財産等台帳の写し
 - (2) 土地公図、土地実測図、建物配置図、位置図等
 - (3) その他必要な書類

様式第 8 号 (第14条関係)

教育財産等台帳異動通知書

文 書 番 号
年 月 日

かいの長 殿

課の長 (職名) 印

下記財産について、教育財産等台帳を作成 (修正) したので通知します。

なお、貴職の教育財産等台帳 (副本) 及び関係図面 (副本) の作成 (修正) 及び保管
をお願いします。

記

1 財産の表示

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 分 類

2 教育財産等台帳作成 (修正) の理由等

3 添付書類

- (1) 教育財産等台帳の写し
- (2) 土地公図、土地実測図、建物配置図、位置図等
- (3) その他必要な書類

別記様式第11号を次のように改める。

様式第11号 (第16条関係)

1 公有財産異動定期報告書 (個別)

(1) 異動原因別財産異動明細書 (個別)

行政財産

普通財産

異動理由	財産の名称	財産の内訳			異動理由	財産の名称	財産の内訳		
		土地 (公簿) m ²	建造 木 m ²	建造 非木造 m ²			土地 (公簿) m ²	建造 木 m ²	建造 非木造 m ²
増									
計									
減									
計									

(2) 公有財産売払・譲与明細書

財産の名称	財産の名称		財産の内訳		売払価格 (譲与の場合) (は評価価格)	買受人	買受理由	契約方法 (随 契・競争) 及 び契約年月日	減額の有無 (有の場合、減 額率及び金額)
	土地 (上段は公簿) (下段は実測)	地 物	建 物	非木造					
 m ² m ² m ² m ² 円				
 m ² m ² m ² m ²					
 m ² m ² m ² m ²					
 m ² m ² m ² m ²					
 m ² m ² m ² m ²					

(3) 公有財産交換明細書

交換受 財産	財産の名称	財産の内訳				交換価格	交換の相手方	交換の目的	交換契約 年月日	備 考
		土地 (上段は公簿) (下段は実測)	地 物	建 物	非木造					
受 m ² m ² m ² m ² m ² 円				
渡 m ² m ² m ² m ² m ²					
受 m ² m ² m ² m ² m ²					
渡 m ² m ² m ² m ² m ²					

(4) 立木処分状況

財産の名称	財産の処分理由	財産の買受者	台帳面積 ㎡	処分した面積		立木の積材積		内容 価 格 円
				樹種	㎡	㎡	㎡	

2 公有財産管理定期報告書

(1) 行政財産使用許可明細書

財産の名称	種類 (種別)	地 地 (構造)	日 日 (数量)	積 積 (数量)	使用者の住所、氏名	使用許可年月日 及び指令番号	使用許可期間	使用料	使用許可の目的
							年 月 日から 年 月 日まで	円	
							年 月 日から 年 月 日まで		
							年 月 日から 年 月 日まで		
							年 月 日から 年 月 日まで		
							年 月 日から 年 月 日まで		

(2) 行政財産貸付け

財産の 財 産 名	種 類 (種別)	地 目 (構造)	面 積 (数量)	借受者の住所、氏名	貸付年月日	貸 付 期 間	貸付料	貸付けの目的
						年 月 日から 年 月 日まで	円	
						年 月 日から 年 月 日まで		
						年 月 日から 年 月 日まで		
						年 月 日から 年 月 日まで		
						年 月 日から 年 月 日まで		

(3) 普通財産貸付け

財産の 財 産 名	種 類 (種別)	地 目 (構造)	面 積 (数量)	借受者の住所、氏名	貸付年月日	貸 付 期 間	貸付料	貸付けの目的
						年 月 日から 年 月 日まで	円	
						年 月 日から 年 月 日まで		
						年 月 日から 年 月 日まで		
						年 月 日から 年 月 日まで		
						年 月 日から 年 月 日まで		

(4) 借受財産

借受財産 の所在地	種 類 (種別)	地 目 (構造)	面 積 (数量)	借受財産の所有者の 住 所、氏 名	借 受 年 月 日	借 受 期 間	借受料	借受けの目的
					年 月 日	日から 日まで	円	
					年 月 日	日から 日まで		
					年 月 日	日から 日まで		
					年 月 日	日から 日まで		
					年 月 日	日から 日まで		

記載上の注意

1-(1) 原因別財産異動状況

- ア 欄の左側に「行政財産」の異動を記入し、右側に「普通財産」を記入する。
- イ 記入欄には、財産別及び異動理由別に記入し、一筆ごとに記入することを要しない。
- ウ 土地及び建物が別々の異動理由により異動した場合は、それぞれ別欄に記入する。
- エ 行政財産の減理由により普通財産の増理由を伴う場合(例 行政財産(用途廃止)→普通財産(引受け))は、その内容
を明確に記載する。(図参照)

例
行政財産

普通財産

異動理由	財 産 の 名 称	財 産 の 内 訳		財 産 の 名 称	財 産 の 内 訳	
		土 地	建 物		土 地	建 物
引 受 け	元 大宮高等学校	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		100	48	100	48	

増		増		増		増	
用途廃止	宮崎大宮高等学校	100	48	売払い	元 大宮高等学校	100	
所管換え	"	258		廃棄	"		48
減		減		減		減	

- オ 行政財産及び普通財産の増、減理由の例は、次のとおりである。
- 行政財産の増理由
 - 取得 (購入、寄附、交換等)、分類換え、新営 (新築、増築、改築、新造等)、所管換え、所属替え等
 - 行政財産の減理由
 - 用途廃止、所管換え、所属替え、引継ぎ、廃棄等
 - 普通財産の増理由
 - 引受け、所管換え、所属替え、編入換え等
 - 普通財産の減理由
 - 売払い、譲与、交換、喪失、分類換え、編入換え等
- カ 「財産の内訳」欄中、土地については公簿面積を基本とし、建物については延面積を基本とする。
- (2) 公有財産売払・譲与明細書
- ア 土地建物を同時に処分する場合、それぞれ別欄に記入する。
- イ 「財産の内訳」欄中、土地については公簿面積を基本とし、建物については延面積を基本とする。なお、土地については、上段に公簿面積を記入し、下段に実測面積を記入する。
- ウ 「契約方法及び契約年月日」欄中、契約方法については、随意契約及び競争入札の別を記入する。
- エ 「減額の有無」欄中、減額率について譲与の場合は、「100%」と記入する。
- (3) 公有財産交換明細書
- 「財産の内訳」欄中、土地については公簿面積を基本とし、建物については延面積を基本とする。なお、土地については上段に公簿面積を記入し、下段に実測面積を記入する。
- (4) ア 「財産の処分理由」欄には、主伐、利用間伐、保育間伐、風倒木処分等と記入する。

- イ 「樹種」欄には、代表的な樹種を記入する（例「杉、松ほか」）。
- 2-1(1) 行政財産使用許可明細書
 - ア 記入に当たっては、出先機関に委任している事務についても記入する。
 - イ 記入する財産の例は、次のとおりである。
 - 例 九電柱、電話柱、公衆電話、自動販売機、地下埋設物（暗渠、ケーブル等）等
 - (2) 2-1(1)に同じ
 - (3) 2-1(1)に同じ

別記様式第14号から別記様式第22号を次のように改める。

様式第14号 (第19条関係)

教 育 財 産 等 借 受 申 請 書

年 月 日

殿 住 所 (〒)

(所在地)

申請者 氏 名 (名 称) (電話番号) (印)

下記の教育財産等を借り受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 借受希望財産の表示

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 種類 (種別)
- (4) 面積 (数量)

2 使用の目的又は用途

3 借受希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 借り受けようとする理由

5 関係図面

年 月 日

殿 住 所 (〒)

(所在地)

連帯保証人 氏 名 (名 称) (電話番号) (印)

上記教育財産等の借受けについて、私が借受人の連帯保証人になります。

様式第15号 (第19条関係)

教育財産等貸付承認申請書

文 書 番 号

年 月 日

教育長 殿

かいの長 (職名) 印

下記の教育財産等について、 から別添のとおり借受申請があったので承認くださるよう申請します。

記

- 1 貸し付けようとする理由・目的
- 2 貸し付けようとする財産の表示
 - (1) 所在地
 - (2) 名 称
 - (3) 種類 (種別)
 - (4) 面積 (数量)
- 3 貸付料予定額及び算定の基礎
- 4 歳入科目
- 5 無償又は減額貸し付けをする場合は、その根拠及び理由
- 6 関係書類
 - (1) 教育財産等台帳写し
 - (2) 土地公図、土地実測図、建物配置図、位置図等
 - (3) その他参考となる事項

様式第16号 (第19条関係)

教 育 財 産 等 貸 付 報 告 書

文 書 番 号

年 月 日

財務福利課長 殿

課の長 (職名) 印

教育財産等を貸し付けたので、教育財産等貸付台帳の写しを添え報告します。

様式第17号 (第23条関係)

教育財産等借受連帯保証人変更届

年 月 日

殿

住 所 (〒)
(所在地)

借受者 氏 名 (名 称) (印)

(電話番号)

住 所
(所在地)

新連帯保証人 氏 名 (名 称) (印)

(電話番号)

1 借受財産の表示

(1) 所在地

(2) 名 称

(3) 種類 (種別)

(4) 面積 (数量)

2 借受けの目的又は用途

3 借受期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 借受料金 円

上記の教育財産等借受けに係る借受人の連帯保証人が次のとおり変更されました。

記

住 所 (〒)
(所在地)

旧連帯保証人

氏 名 (名 称) (印)

住 所 (〒)
(所在地)

新連帯保証人

氏 名 (名 称) (印)

様式第18号 (第23条関係)

教育財産等借受人住所氏名変更届
連帯保証人

年 月 日

殿

住 所 (〒)
(所在地)

借受者

氏 名 (名 称) ㊟

(電話番号)

1 現契約締結年月日 年 月 日

2 借受財産の表示

(1) 所在地

(2) 名 称

(3) 種類 (種別)

(4) 面積 (数量)

上記の教育財産等を借り受けていますが、借受者の住所 (所在地) 氏名 (名称) 連帯保証人を次のように変更しました。

記

変更後の住所 (所在地) ・氏名 (名称)

1 借受者

住 所 (所在地) (〒)

氏 名 (名 称)

2 連帯保証人

住 所 (所在地) (〒)

氏 名 (名 称)

様式第19号 (第24条関係)

教育財産等借受期間 (更新
延長) 申請書

年 月 日

殿 住 所 (〒)
(所在地)

申請者 氏 名 (名 称) ㊟
(電話番号)
住 所 (〒)
(所在地)

連帯保証人 氏 名 (名 称) ㊟
(電話番号)

下記の教育財産等借受けに係る期間を 年 月 日まで (更新
延長) してください。

記

- 1 当初借受期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 借受財産の表示
 - (1) 所在地
 - (2) 名 称
 - (3) 種類 (種別)
 - (4) 面積 (数量)
- 3 使用目的又は用途
- 4 借受期間更新・延長の理由
- 5 現借受料金 円
- 6 借受料金納入場所及びその年月日 (本書提出の前年度分)
 - (1) 納入場所
 - (2) 納入年月日 年 月 日
- 7 当初契約締結年月日

様式第20号 (その1) (第26条関係)

借受教育財産等の使用目的変更承認申請書

年 月 日
殿 住 所 (〒)
(所在地)
申請者 氏 名 ④
(名 称)
(電話番号)

- 1 現契約締結年月日 年 月 日
- 2 借受財産の表示
 - (1) 所在地
 - (2) 名 称
 - (3) 種類 (種別)
 - (4) 面積 (数量)
- 3 現在までの使用目的

上記のとおり教育財産等を借り受けていますが、次のとおり使用目的を変更したいので申請します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用目的の変更理由
- 3 使用目的変更開始の希望年月日 年 月 日
- 4 図面 (変更前、変更後の図面)

様式第20号 (その2) (第26条関係)

借受教育財産等の原状変更承認申請書

年 月 日

殿 住 所 (〒)

(所在地)

申請者 氏 名 ㊟

(名 称)

(電話番号)

借受の内容

- 1 現契約締結年月日 年 月 日
- 2 借受財産の表示
 - (1) 所在地
 - (2) 名 称
 - (3) 種類 (種別)
 - (4) 面積 (数量)
- 3 借受目的及び用途

上記のとおり教育財産等を借り受けていますが、下記のとおり借受財産の原状を変更したいので申請します。

なお、契約期間満了のとき又はその他の理由により、借受教育財産等を返還するときは、当該財産を原状に回復します。

記

原状変更の内容

- 1 原状変更の目的
- 2 原状変更の理由
- 3 原状変更実施の希望年月日 年 月 日
- 4 図面 (変更前、変更後の図面)

様式第21号 (第27条関係)

教 育 財 産 等 貸 付 台 帳

		索引番号				分 類				
財産 の 表 示	名 称						管理主管課名			
	所 在 地						管理分 掌機 関 名			
	種 類 (種別)		地 目 (構造)		面 積 (数量)					
借受者		住 所 (所在地)		(〒)		(電話)				
		氏 名 (名 称)								
借 受 の 目 的										
所 属 年 度	貸付年月日		貸 付 期 間			貸付料	摘 要			
	年	月	日	年	月	日	円			
	年	月	日	年	月	日				
	年	月	日	年	月	日				
	年	月	日	年	月	日				
	年	月	日	年	月	日				
	年	月	日	年	月	日				
	年	月	日	年	月	日				
	年	月	日	年	月	日				
	年	月	日	年	月	日				
特 記 事 項										

(裏 面)

図 面

(注) 建物については平面図
土地については所在図

を、貸付け部分を朱書すること。

様式第22号 (第28条関係)

借 受 教 育 財 産 等 返 還 届

年 月 日
殿 住 所 (〒)
(所在地)
申請者 氏 名 ㊟
(名 称)
(電話番号)

下記のとおり教育財産等を借り受けていますが、 年 月 日付けで借受財産
を返還します。

記

- 1 契約締結年月日 年 月 日
- 2 借受財産の表示
 - (1) 所在地
 - (2) 名 称
 - (3) 種類 (種別)
 - (4) 面積 (数量)
- 3 現借受期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 現借受料金 円
- 5 現借受料金納入場所及び納入年月日
 - (1) 納入場所
 - (2) 納入年月日 年 月 日
- 6 原状回復の状況

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。